

平成 26 年（2014 年） 度
金沢大学大学院法務研究科

入学試験問題

私 法

C 日程入試

（注意）

1. 問題冊子（表紙を含む）は 3 枚です。
2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。
5. 問題 1 と問題 2 の解答は、別々の解答用紙に記入してください。

平成 26 年度（2014 年度）金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	私	法
------	---	---

※ 問題 1 と問題 2 の解答は、それぞれ別の解答用紙を用いること。

問題 1

以下の事例を読んで、設問 (1) 及び (2) に答えなさい。なお解答の際には、条文上の根拠や必要に応じて判例の立場に言及しなさい。

甲は、所有している建物を乙に賃貸した。ところが、賃借していた建物（以下「本件建物」という）が、台風による強風のために一部損壊し、修理をしないまま放置しておく、乙は本件建物に居住できないばかりでなく、本件建物の他の部分にも悪影響が及ぶということで、乙は、甲の承諾を得て、直ちに修理をすることにして、丙建設会社に、本件建物の修理を依頼した。修理には 200 万円の費用がかかった。

そこで、乙は、賃貸人甲に対して、修理に要した費用として 200 万円を請求したが、甲は、その支払いに応じなかった。

その後甲は、乙に対して賃貸借の更新拒絶を申し入れ、乙もまた、これ以上甲との賃貸借関係を継続することを望まず、他の土地に自宅を建設して移転することを決めたが、甲は未だ修理代金の 200 万円の支払をしないままである。

設問 (1)

賃借人乙が、甲から 200 万円の支払があるまで建物を占有することは法的に許されるか。

設問 (2)

上記の事例で、丙建設会社に、修理を依頼した乙は、勤め先の会社が倒産したために、丙に修理費用を支払わないままに行方がわからなくなってしまった。丙建設会社は、乙に対する 200 万円の請負代金債権の支払いを確保するために、どのような法的手段を講じることができるか、論じなさい。

問題 2

以下の事例を読んで、設問に答えなさい。

Y株式会社（以下、「Y社」とする。）は、公開会社（会社法2条5号）ではない株式会社であり、取締役会設置会社である。Y社の株主の数は、Y社の取締役でもあるA・B・Cを含めて20名である。

Y社では、経営者の意欲の増進を目的としてストック・オプションを付与することとし、平成21年6月、新株予約権（以下、「本件新株予約権」とする。）を無償で発行する旨の株主総会の特別決議（以下、「本件総会決議」とする。）を行った。本件総会決議では、本件新株予約権の行使条件として、①本件新株予約権行使時にY社の取締役であること、②Y社の株式が国内の証券取引所に上場された後6か月が経過するまで本件新株予約権を行使することができないこと、が定められた。

本件総会決議に基づき、A・B・Cに対して、新株予約権が発行された。

しかし、その後、Y社は株式の上場が困難な状況になった。そこで、平成23年6月、Y社の取締役会において、本件新株予約権につき上記②の行使条件を撤廃すること（以下、「本件条件変更」とする。）を内容とする決議（以下、「本件取締役会決議」とする。）がなされた。本件条件変更について、株主総会決議は行われていない。本件取締役会決議に基づき、A・B・Cが新株予約権を行使し、Y社は、A・B・Cに対してY社株式を発行した（以下、「本件株式発行」とする。）。

Y社の監査役Xは、本件株式発行につき、新株発行の無効の訴えを提起した。

設問

Xの請求が認容されるか否かにつき、最高裁判例の立場をふまえて論じなさい。